

令和４年第２回野洲市議会定例会会議録

招集年月日

令和４年６月７日

招 集 場 所

野洲市役所議場

応 招 議 員

１ 番 小 菅 康 子	２ 番 田 中 陽 介
３ 番 石 川 恵 美	４ 番 村 田 弘 行
５ 番 木 下 伸 一	６ 番 津 村 俊 二
７ 番 益 川 教 智	８ 番 東 郷 克 己
９ 番 服 部 嘉 雄	１ ０ 番 奥 山 文 市 郎
１ １ 番 山 崎 有 子	１ ２ 番 山 本 剛
１ ３ 番 鈴 木 市 朗	１ ４ 番 山 崎 敦 志
１ ５ 番 橋 俊 明	１ ６ 番 岩 井 智 恵 子
１ ７ 番 稲 垣 誠 亮	１ ８ 番 荒 川 泰 宏

不応招議員

なし

出 席 議 員

応招議員に同じ

欠 席 議 員

なし

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市 長	栢 木 進	副 市 長	佐 野 博之
教 育 長	西 村 健	政策調整部長	赤 坂 悦男
総 務 部 長	川 端 美香	市 民 部 長	長 尾 健治
健康福祉部長	吉 田 和司	健康福祉部政策監 (高齢者・子育て支援担当)	田 中 源吾
健康福祉部政策監 (病院整備担当)	布 施 篤志	市立野洲病院事務部長	武 内 了恵
都市建設部長	三 上 忠宏	環境経済部長	吉 川 武克
教 育 部 長	馬 野 明	政策調整部次長	小 池 秀明
総 務 部 次 長	井 狩 勝	広報秘書課長	江 口 智紀
総 務 課 長	山 本 定亮		

出席した事務局職員の氏名

事 務 局 長	遠 藤 総一郎	事 務 局 次 長	辻 昭典
書 記	辻 義幸	書 記	井 上 直樹

議事日程

諸般の報告

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 報告第 1 号から報告第 3 号まで

(令和 3 年度野洲市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について 他
2 件)

報告

第 4 議第 4 1 号から議第 5 3 号まで一括上程

(専決処分につき承認を求めることについて (令和 3 年度野洲市一般
会計補正予算 (第 1 4 号)) 他 1 2 件)

提案理由説明

第 5 議第 4 7 号及び議第 5 1 号

(令和 4 年度野洲市一般会計補正予算 (第 2 号) 他 1 件)

質疑、討論、採決

第 6 発議第 1 号

(野洲市議会委員会条例の一部を改正する条例)

提案理由説明、質疑、討論、採決

追加議事日程

第 1 議第 5 4 号から議第 5 9 号まで一括上程

(令和 4 年度野洲市一般会計補正予算 (第 4 号) 他 5 件)

提案理由説明

市長提出議案

報告第 1 号 令和 3 年度野洲市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について

報告第 2 号 令和 3 年度野洲市水道事業会計予算繰越計算書について

報告第 3 号 令和 3 年度野洲市下水道事業会計予算繰越計算書について

議第 4 1 号 専決処分につき承認を求めることについて (令和 3 年度野洲市一
般会計補正予算 (第 1 4 号))

議第 4 2 号 専決処分につき承認を求めることについて (野洲市税条例及び野

洲市手数料条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例)

議第 4 3 号 専決処分につき承認を求めることについて (野洲市都市計画税条例の一部を改正する条例)

議第 4 4 号 専決処分につき承認を求めることについて (野洲市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

議第 4 5 号 専決処分につき承認を求めることについて (令和 4 年度野洲市一般会計補正予算 (第 1 号))

議第 4 6 号 専決処分につき承認を求めることについて (野洲市附属機関設置条例の一部を改正する条例)

議第 4 7 号 令和 4 年度野洲市一般会計補正予算 (第 2 号)

議第 4 8 号 令和 4 年度野洲市一般会計補正予算 (第 3 号)

議第 4 9 号 野洲市の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

議第 5 0 号 野洲市税条例等の一部を改正する条例

議第 5 1 号 工事請負契約の変更について (中主小学校旧館棟改築 (建築主体) 工事)

議第 5 2 号 財産の減額貸付について

議第 5 3 号 野洲市固定資産評価員の選任につき議会の同意を求めることについて

議第 5 4 号 令和 4 年度野洲市一般会計補正予算 (第 4 号)

議第 5 5 号 令和 4 年度野洲市一般会計補正予算 (第 5 号)

議第 5 6 号 令和 4 年度野洲市病院事業会計補正予算 (第 1 号)

議第 5 7 号 野洲市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

議第 5 8 号 野洲市病院事業管理者の給与等に関する条例

議第 5 9 号 財産の取得について (消防ポンプ自動車)

開議 午前 9 時 0 0 分

議事の経過

(開会)

○議長 (荒川泰宏君) (午前 9 時 0 0 分) 皆さん、おはようございます。

ただいまから令和４年第２回野洲市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

本日の出席議員は１８人全員であります。

次に、本日の議事日程は既に送付いたしました議事日程のとおりであります。

また、本定例会に説明員として出席通知のあった者の職、氏名は、お手元に送付の文書のとおりです。

（日程第１）

○議長（荒川泰宏君） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２７条の規定により、第８番、東郷克己議員、第９番服部嘉雄議員を指名いたします。

（日程第２）

○議長（荒川泰宏君） 日程第２、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から６月２８日までの２２日間にいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（荒川泰宏君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から６月２８日までの２２日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては送付済みの会期日程のとおりであります。

（日程第３）

○議長（荒川泰宏君） 日程第３、報告第１号から報告第３号まで、令和３年度野洲市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について他２件について、市長より報告を求めます。

栢木市長。

○市長（栢木 進君） 議員の皆さん、おはようございます。

令和４年度第２回野洲市議会定例会に提案いたします議案について、ご説明申し上げます。

本定例会では、報告事項として、令和３年度一般会計、水道事業会計及び下水道事業会計の繰越計算書３件を報告いたします。

まず、報告第１号令和３年度野洲市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について、ご説

明申し上げます。

令和４年第１回定例会における一般会計補正予算（第１３号）で、それぞれ繰越明許費として議決いただきました民生費の住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業他１２件の事業について、地方自治法施行令第１４６条第２項の規定に基づき繰越計算書を調製しましたので、報告します。

次に、報告第２号令和３年度野洲市水道事業会計予算繰越計算書について、ご報告申し上げます。

建設改良に要する経費のうち、妓王井川改修工事に伴う配水管移設工事第２期工事においては、県発注の妓王井川改修工事に伴う水道管の移設を行うものであり、県の工事に合わせて進捗するものですが、県の河川工事において地元との調整が難航し事業に遅れが生じており、これに伴い水道管の移設工事にも遅れが生じ、当該工事を工期内に完了することが困難となったため、地方公営企業法第２６条第１項の規定に基づき、翌年度に繰り越して執行することとし、同条第３項の規定に基づき繰越計算書において報告します。

次に、報告第３号令和３年度野洲市下水道事業会計予算繰越計算書について、ご報告申し上げます。

建設改良に要する経費のうち、妓王井川改修工事に伴う下水道移設工事仮設においては、県発注の妓王井川改修工事に伴う下水道管の仮設を行うものであり、県の工事に合わせて進捗するものですが、当該事業においても県の河川工事において地元との調整が難航し、事業に遅れが生じたことにより、これに伴い下水道管の仮設工事にも遅れが生じ、当該工事を工期内に完了することが困難となったため、地方公営企業法第２６条第１項の規定に基づき翌年度に繰り越して執行することとし、同条第３項の規定に基づき繰越計算書において報告します。

また、営業費用における経費のうち、川尻ナンバー４ポンプ場ナンバー２ポンプ取替え工事においては、川尻ナンバー４ポンプ場のナンバー２ポンプを取り替える工事を行うものでありますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響により、海外から必要な部品の調達が困難となったことから、当該工事を工期内に完了することが困難となったため、地方公営企業法第２６条第２項ただし書の規定に基づき、翌年度に繰り越して執行することとし、同条第３項の規定に基づき繰越計算書において報告いたします。

以上、３件の報告でございます。

（日程第４）

○議長（荒川泰宏君） 日程第４、議第４１号から議第５３号まで、専決処分につき承認を求めることについて（令和３年度野洲市一般会計補正予算（第１４号））他１２件を一括議題といたします。

事務局長が議案を朗読いたします。

事務局長。

○議会事務局長（遠藤総一郎君） 朗読いたします。

議第４１号専決処分につき承認を求めることについて（令和３年度野洲市一般会計補正予算（第１４号））他専決処分５件、議第４７号令和４年度野洲市一般会計補正予算（第２号）他補正予算１件、議第４９号野洲市の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例他条例改正１件、議第５１号工事請負契約の変更について（中主小学校旧館棟改築（建築主体）工事）他その他案件１件、議第５３号野洲市固定資産評価員の選任につき議会の同意を求めることについて、以上です。

○議長（荒川泰宏君） 議案の朗読が終わりましたので、市長の提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（栢木 進君） それでは、令和４年度第２回野洲市議会定例会に提案いたします議案としまして、令和３年度補正予算及び令和４年度補正予算の専決処分２件、条例改正の専決処分４件、令和４年度補正予算２件、条例の改正２件、その他２件、人事案件１件の合計１３件を提案いたしますので、ご審議、ご採決をよろしくお願いをいたします。

それでは、議第４１号専決処分につき承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

令和３年度一般会計補正予算（第１４号）については、歳入、歳出総額にそれぞれ１億７１３万６，０００円を追加し、地方自治法第１７９条第１項の規定に基づき専決処分したものを、同条第３項の規定により報告し、承認を求めるものです。

主な補正の内容は、歳入では地方譲与税や各種交付金、特別交付税の額の確定に伴う精査や、個人番号カード等関連事務の事業費確定に伴う国庫支出金の減額、木部地先の市有地の売却に係る不動産売払い収入の追加、ふるさと納税の実績に伴うまちづくり寄附金の増額などです。

また、歳出では公共施設等整備基金及びまちづくり基金への積立て、個人番号カード等関連事務の事業費確定に伴う減額、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業の事業費確定に伴う財源更正などです。

議第４２号専決処分につき承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

本議案は、地方税法等の一部を改正する法律が令和４年３月３１日に公布されたことに伴い、野洲市税条例及び野洲市手数料条例の一部を改正する条例の一部を改正する必要性が生じたことから、専決処分したものを報告し、承認を求めるものです。

主な内容につきましては、省エネ改修工事を行った住宅に係る特例の拡充や、令和４年度に限り商業地等に係る課税標準額の上昇幅を２．５％とすること等について、所要の規定の整備をするものです。

なお、本条例は令和４年４月１日から施行します。

ただし、第２条の改正規定中３００円を３５０円に改める規定については、令和４年１０月１日から施行します。

議第４３号専決処分につき承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

本議案は、地方税法等の一部を改正する法律が令和４年３月３１日に公布されたことに伴い、野洲市都市計画税条例の一部を改正する必要性が生じたことから、専決処分したものを報告し、承認を求めるものです。

主な内容につきましては、貯留機能保全区域の指定を受けた土地に係る課税標準の特例措置の新設や、令和４年度に限り商業地等に係る課税標準額の上昇幅を２．５％とするものです。

なお、本条例は令和４年４月１日から施行します。

議第４４号専決処分につき承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

本議案は、地方税法施行令等の一部を改正する政令が令和４年３月３１日に公布されたこと及び新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税について、令和２年度及び令和３年度課税分に引き続き令和４年度課税分を減免するため、野洲市国民健康保険税条例の一部を改正する必要性が生じたことから、専決処分したものを報告し、承認を求めるものです。

主な内容につきましては、国民健康保険税の基礎課税額の課税限度額を６３万円から６５万円に、後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を１９万円から２０万円に変更するものの、また新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険税の減免の特例に関し、令和４年度課税に係る保険税を対象とすることを規定するものです。

なお、本条例は令和４年４月１日から施行します。

議第４５号専決処分につき承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

令和４年度野洲市一般会計補正予算（第１号）については、歳入、歳出総額にそれぞれ１２２万３，０００円を追加しました。

補正の内容は、野洲市ハラスメント対策委員会の設置及び調査や審議に要する委員報酬などを追加しました。

議第４６号専決処分につき承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

本議案は、職員からのハラスメント相談について早期に対応するため、新たに野洲市ハラスメント対策委員会を設置することに伴い、野洲市附属機関設置条例の一部を改正する必要が生じたことから、専決処分したものを報告し、承認を求めるものです。

主な内容につきましては、野洲市附属機関設置条例の別表第１に規定する附属機関に野洲市ハラスメント対策委員会を追加し、また同委員会の委員報酬について、本一部改正条例の附則において、野洲市特別職の非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例を改正し、新たに規定するものです。

なお、本条例は令和４年４月１１日から施行します。

議第４７号令和４年度野洲市一般会計補正予算（第２号）について、ご説明申し上げます。

歳入、歳出予算それぞれに１億１，４６２万３，０００円を増額します。

歳出の内容は、民生費で新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食料等の物価高騰に直面する低所得の子育て世帯に対して行う給付金給付事業を追加します。

教育費では、小学校施設整備費において、現在施工中の中主小学校旧館棟改築工事の発生残土からヒ素が検出されたことから、適正な処理を行うために工事請負費を追加します。

これに対する歳入につきましては、国庫支出金、市債及び収支の財源調整として繰越金を追加計上します。

議第４８号令和４年度野洲市一般会計補正予算（第３号）について、ご説明申し上げます。

歳入、歳出予算それぞれに１億４，６４１万８，０００円を増額します。

歳出の主な内容は、総務費で基金積立費について、昨年度に売却した市営住宅跡地の売却益を市営住宅整備基金に積立てを、コミュニティ活動推進事業費について、感染対策を講じながら自治会活動が行えるよう、感染対策経費に要する自治会活動活性化補助金を追加します。

民生費では、福祉保健施設維持管理費について、新型コロナウイルス感染症対策として

福祉保健センターの手洗い水栓自動化工事を追加します。

商工費では、商工会補助事業費について、コロナ禍において積極的に販路開拓に取り組む事業者を支援するため、野洲市商工会に対する販路開拓支援補助金を、観光振興事業費について、昨年度中止となった平家フォーラムを改めて実施し、地元自治会等と共同で観光振興を図る費用を追加します。

土木費では、河川管理補修費について、準用河川友川支線分水ゲート改修事業を追加します。

教育費では、小学校管理運営費及び中学校管理運営費について、新型コロナウイルス感染症対策として実施している換気の際の防虫対策として、小中学校の窓に設置する網戸の購入費用を追加します。

これに対する歳入につきましては、国庫支出金及び収支の財源調整として繰越金を追加計上します。

議第４９号野洲市の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本議案は、公職選挙法施行令の一部を改正する政令が令和４年４月６日に公布・施行されたことに伴い、市が執行する選挙について、選挙運動における選挙運動用自動車の借入れや、選挙運動用ビラの作成の公営に要する経費に係る限度額の引き上げを行うため、所要の規定の整備をするものです。

なお、本条例は公布の日から施行します。

議第５０号野洲市税条例等の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本議案は、地方税法等の一部を改正する法律等が令和４年３月３１日に公布されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

主な内容につきましては、市民税については住宅借入金等特別控除額の延長見直し、固定資産税については、課税台帳の閲覧等において登記に記録されている者がDV被害者等である場合には、住所に代わるものとして施行規則で定める事項を記載したもので閲覧等を行うなど、所要の規定の整備をするものです。

なお、本条例は法改正に合わせ、令和５年１月１日、令和６年１月１日、令和６年４月１日と段階的に施行します。

議第５１号工事請負契約の変更について（中主小学校旧館棟改築（建築主体）工事）について、ご説明申し上げます。

本議案は、令和３年第５回市議会定例会で議決を得た中主小学校旧館棟改築建築主体工事の契約金額を変更することについて、地方自治法第９６条第１項第５号及び野洲市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

主な変更内容につきましては、土壌汚染ヒ素対策工事に係る追加、木工事・塗装工事の仕様の見直し、仮設渡り廊下の一部設置取りやめ、外構工事の追加で、契約金額は５，０９３万５，５００円を追加し、７億１，０６４万９，５００円とするものです。

なお、工期については土壌汚染ヒ素対策工事には相当な日数を要するため、当初の完了予定日である令和５年１月３１日から、同年３月３１日まで延長します。

議第５２号財産の減額貸付について、ご説明申し上げます。

令和３年度から令和５年度までの第８期介護保険事業計画では、小規模多機能型居宅介護の開設を計画していることから、事業者を公募したところ、応募がなかったため、旧中主ふれあいセンターの建物と土地の一部貸付けを条件に加え、再度公募を行った結果、株式会社きずなから応募があり、介護保険運営協議会における審議により同社を選定事業者として決定しました。

同社は、市が定める公共的団体等には該当しないため、本来ならば野洲市普通財産の貸付け料に関する要綱第２項の規定において貸付け率は５％となりますが、同社は社会福祉法人等の公共的団体等と同様に公益性の高い介護サービスを提供する事業者であることから、同社には同要綱第３条に規定する貸付料の特例を適用し、社会福祉法人等の公共的団体等と同じく、固定資産税率相当分の貸付け率１．４％にて減額貸付けを行うため、地方自治法第９６条第１項第６号の規定に基づき議会の議決を求めるものです。

議第５３号野洲市固定資産評価員の選任につき議会の同意を求めることについて、ご説明申し上げます。

地方税法第４０４条第１項は、固定資産を適正に評価し、市長が行う評価の決定を補助するため固定資産評価員を設置すると規定しています。この趣旨は、固定資産税の課税客体である土地家屋及び償却資産の量は膨大であり、その評価を適正に行うため、高度の専門知識を有した者を選任し、市長の行う評価決定を補助させることが必要なためであり、固定資産税の課税決定主管課であります本市税務課長を固定資産評価員として選任しています。

本議案は、４月１日付人事異動に伴い、前任の大橋幸司に代わり今井義晴を選任したく、

地方税法第404条第2項の規定に基づき議会の同意を求めるものです。

以上です。

（日程第5）

○議長（荒川泰宏君） 日程第5、議第47号及び議第51号、令和4年度野洲市一般会計補正予算（第2号）他1件を一括議題といたします。

これより、ただいま議題となっております議第47号及び議第51号について質疑を行います。ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（荒川泰宏君） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第47号及び議第51号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（荒川泰宏君） ご異議なしと認めます。よって、議第47号及び議第51号については、委員会付託を省略することに決定しました。

次に、ただいま議題となっております議第47号及び議第51号について討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（荒川泰宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

次に、ただいま議題となっております議第47号及び議第51号について採決を行います。

これより、順次採決いたします。

お諮りいたします。

まず、議第47号令和4年度野洲市一般会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（荒川泰宏君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第47号は原案のとおり可決されました。

次に、議第51号工事請負契約の変更について（中主小学校旧館棟改築（建築主体）工

事）は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

○議長（荒川泰宏君） ご着席願います。

起立多数であります。よって、議第５１号は原案のとおり可決されました。

（日程第６）

○議長（荒川泰宏君） 日程第６、発議第１号野洲市議会委員会条例の一部を改正する条例を議題とします。

発議第１号の発議書案は、既に送付したとおりであります。

それでは、ただいま議題となっております発議第１号野洲市議会委員会条例の一部を改正する条例について、提出者から提案理由の説明を求めます。

これより、ただいま議題となっております発議第１号について質疑を行います。

第１６番、岩井智恵子議員。

暫時休憩いたします。

（午前９時３１分 休憩）

（午前９時３２分 再開）

○議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

それでは、ただいま議題となっております発議第１号野洲市議会委員会条例の一部を改正する条例について、提出者から提案理由の説明を求めます。

第１６番、岩井智恵子議員。

○１６番（岩井智恵子君） 発議第１号野洲市議会委員会条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、本年４月１日の執行部の組織改編に伴い、市立野洲病院の所管に属する事項を総務常任委員会の所管から文教福祉常任委員会の所管に変更しようとするものです。これは、地域医療政策課が健康福祉部に設置されたことにより、市民病院整備に関する事項が文教福祉常任委員会の所管となることから、市立野洲病院の所管に属する事項についても同委員会の所管に一本化することで病院関連議案等の審査の効率化を図ろうとするものです。

なお、本条例は公布の日から施行しようとするものです。

以上、提案理由の説明といたします。

○議長（荒川泰宏君） これより、ただいま議題となっております発議第１号について、

質疑を行います。ご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（荒川泰宏君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。

ただいま議題となっております発議第1号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（荒川泰宏君） ご異議なしと認めます。よって、発議第1号については委員会付託を省略することに決しました。

次に、ただいま議題となっております発議第1号について討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（荒川泰宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、発議第1号について採決いたします。

お諮りいたします。

発議第1号野洲市議会委員会条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長（荒川泰宏君） ご着席願います。

起立多数であります。よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。再開時刻は追って連絡いたします。

(午前 9時35分 休憩)

(午前11時50分 再開)

○議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。

議第54号から議第59号まで、令和4年度野洲市一般会計補正予算（第4号）他5件を日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（荒川泰宏君） ご異議なしと認めます。よって、議第54号から議第59号まで、令和4年度野洲市一般会計補正予算（第4号）他5件を日程に追加し、議題とすることに

決しました。

（追加日程第１）

○議長（荒川泰宏君） 追加日程第１、議第５４号から議第５９号まで、令和４年度野洲市一般会計補正予算（第４号）他５件を一括議題といたします。

事務局長が議案を朗読いたします。

遠藤事務局長。

○議会事務局長（遠藤総一郎君） 朗読いたします。

議第５４号令和４年度野洲市一般会計補正予算（第４号）他補正予算２件、議第５７号野洲市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例他条例制定１件、議第５９号財産の取得について（消防ポンプ自動車）、以上です。

○議長（荒川泰宏君） 議案の朗読が終わりましたので、市長の提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（栢木 進君） それでは、本日追加で提出いたしました議案の提案理由をご説明申し上げます。議案としまして補正予算３件、条例の制定１件、条例の改正１件、その他１件の合計６件を提案いたしますので、ご審議をよろしくお願いをいたします。

まず、議第５４号令和４年度野洲市一般会計補正予算（第４号）について、ご説明申し上げます。

歳入、歳出予算それぞれに４６万４，０００円を増額します。

歳出の内容は、野洲市ハラスメント対策委員会に諮問したハラスメント事案について、委員の調査、審議が進み、５月末時点で聞き取り調査や委員会審議等に要する時間が当初の想定以上となる見込みとなったため、委員報酬などを追加します。

これに対する歳入につきましては、収支の財源調整として繰越金を追加計上いたします。

議第５５号令和４年度野洲市一般会計補正予算（第５号）について、ご説明申し上げます。

歳入、歳出予算それぞれに４６万５千４，０００円を増額いたします。

歳出の主な内容は、野洲市民病院の整備を円滑に実施するために設置する野洲市民病院整備事業顧問の委嘱に伴う報酬などの追加及び病院事業会計において実施する基本構想・基本計画見直し業務に係る出資金を追加します。

これに対する歳入につきましては、収支の財源調整として繰越金を追加計上いたします。

議第５６号令和４年度野洲市病院事業会計補正予算（第１号）について、ご説明申し上げます。

予算第３条の収益的収入及び支出を組替え、予算第４条の資本的収入及び支出を４００万円増額します。

歳出の主な内容は、収益的支出では令和４年７月１日付で、より専門的観点から経営及び事業管理を図るために設置する病院事業管理者に係る人件費を組み替えて計上します。

資本的収入及び支出では、野洲市民病院整備基本計画の修正を行うため、修正業務委託料を資本的支出に計上し、これに対する一般会計からの出資金を資本的収入に計上いたします。

議第５７号野洲市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本議案は、令和４年４月２８日付の住民監査請求に係る監査結果について、監査委員より病院設置条例について解釈の違いを生じさせないようにする必要があることを踏まえ、現状の病院の名称及び位置を本則でうたい、これにより附則でのこれらの読替えの経過措置を削るとともに、病院事業管理者を設置しようとすることから、当該条例に関して所要の改正を行うものです。

なお、本条例は令和４年７月１日から施行します。

議第５８号野洲市病院事業管理者の給与等に関する条例について、ご説明申し上げます。

本議案は、野洲市病院事業において、より専門的観点から経営及び事業管理を図るため、令和４年７月１日から病院事業管理者を設置することに伴い、地方自治法第２０４条第３項の規定に基づき新規に条例を制定し、病院事業管理者の給与及び旅費に関し必要な事項を定めようとするものです。

なお、本条例は令和４年７月１日から施行いたします。

議第５９号財産の取得について（消防ポンプ自動車）について、ご説明申し上げます。

本議案は、市消防団三上分団に配備している消防ポンプ自動車が購入後２０年を経過し、老朽化していることから、これを更新するため購入するものです。

入札の結果、契約金額を２，７１９万４，３００円、契約の相手方を株式会社モリタ関西支店支店長土居典生と定め、物品購入契約を締結するため、地方自治法第９６条第１項第８号及び野洲市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

明６月８日から６月１３日までの６日間は、議案調査のため休会といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（荒川泰宏君） ご異議なしと認めます。よって、明６月８日から６月１３日までの６日間は休会することに決定いたしました。

なお、念のため申し上げます。

来る６月１４日は午前９時から本会議を再開し、議案質疑、一部採決及び一般質問等を行います。

本日は、これにて散会いたします。ご苦労さまでございました。（午前１１時５９分 散会）

野洲市議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

令和4年6月7日

野洲市議会議長 荒川泰宏

署名議員 東郷克己

署名議員 服部嘉雄